

参考資料

千葉県子どもを虐待から守る条例

将来を担う子どもたちは、何もののにも代え難い社会の財産である。

しかしながら、子どもが一番頼りにしている保護者などから理不尽な虐待を受けるという事例が跡を絶たず、尊い命を落とすという痛ましい事件も発生している。

虐待から子どもを守り、健やかに育てていくことは、全ての県民に課せられた使命である。

全ての子どもが虐待から守られ、幸せを実感しながら成長できる千葉県を目指し、この条例を制定する。

第一章 総 則

(目 的)

第一条 この条例は、子どもを虐待から守ることについて、基本理念を定め、県、県民及び保護者の責務並びに市町村及び関係機関等の役割等を明らかにするとともに、子どもを虐待から守ることに関する施策の基本となる事項を定めることにより、市町村、県民、保護者等と共に当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定 義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号。以下「法」という。）第二条各号列記以外の部分に規定する児童をいう。
- 二 虐待 法第二条に規定する児童虐待をいう。
- 三 保護者 法第二条各号列記以外の部分に規定する保護者をいう。
- 四 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院、警察、婦人相談支援センター、教育委員会、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターその他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職

員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、女性相談支援員その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。

(基本理念)

第三条 虐待は、子どもの人権を著しく侵害する行為であり、何人も、虐待を決して許してはならない。

2 子どもを虐待から守るに当たっては、子どもの生命を守ることを最優先とし、子どもの利益を最大限に考慮しなければならない。

3 子どもを虐待から守ることに関する施策及び取組は、子どもの尊厳を重んじ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に向けて実施されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「虐待防止施策」という。）を策定し、及び実施するとともに、必要な体制を整備しなければならない。

2 県は、市町村が実施する子どもを虐待から守ることに関する施策（以下「市町村の施策」という。）及び関係機関等が実施する子どもを虐待から守ることに関する取組（以下「関係機関等の取組」という。）について必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、虐待を受けた子ども（虐待を受けたと思われる子どもを含む。以下第二章において同じ。）を発見した場合は、速やかに通告（法第六条第一項の規定による通告をいう。以下同じ。）しなければならない。

2 県民は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守ることに関する理解を深めるよう努めるものとする。

3 県民は、基本理念にのっとり、虐待防止施策、市町村の施策及び関係機関等の取組に協力するよう努めるものとする。

(保護者の責務)

第六条 保護者は、虐待を決して行ってはならない。

2 保護者は、児童のしつけ及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第二項又は第四十七条第三項の規定による措置に際して、体

罰を加えてはならない。

- 3 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有することを認識するとともに、子育てに関する悩みがあるときは、県、市町村その他子育ての支援を行う者に相談又は助言その他の支援を受けるなどして、子どもが健やかに成長することができるよう努めなければならない。
(市町村の役割)

第七条 市町村は、基本理念にのっとり、必要に応じて県及び関係機関等と連携し、市町村の施策の推進に努めるものとする。

(関係機関等の役割)

第八条 関係機関等は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めるものとする。

- 2 関係機関等は、基本理念にのっとり、必要に応じて県、市町村及び他の関係機関等と連携し、関係機関等の取組の推進に努めるものとする。

(地域における取組)

第九条 地域で生活し、又は活動する者は、基本理念にのっとり、子どもを虐待から守るため、相互に助け合い、子育てに関する情報の提供その他の取組を実施するよう努めるものとする。

(連携及び協働)

第十条 県は、虐待防止施策を実施するに当たっては、必要に応じて、市町村及び関係機関等と連携し、並びに県民及び地域において子育てに関する支援及び子どもを虐待から守ることに係る活動に取り組む団体等の協力を求めるものとする。

(基本計画)

第十一条 知事は、十年ごとに、虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子どもを虐待から守ることに関する目標及び虐待防止施策についての基本的な方針

- 二 前号に掲げるもののほか、次に掲げる事項その他の虐待防止施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- イ 計画期間の始期から三年以内に達成すべき指標

- ロ 児童虐待死亡事例検証報告（虐待により子どもが死亡した事例又はそ

の疑いがある事例に関し、千葉県社会福祉審議会が知事の諮問に応じた答申をいう。)を踏まえた取組

ハ 千葉県子ども虐待対応マニュアル(虐待への対応等に関し知事が定めるマニュアルをいう。)の実践の状況についての評価

ニ 基本計画の進捗状況を管理する方法

- 3 知事は、基本計画の計画期間の始期から五年を経過した後に、当該基本計画の進捗状況その他の虐待に関する状況を踏まえて検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて基本計画の見直しを行うものとする。
(啓発活動等)

第十二条 県は、県民に対し、虐待に関する県民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 2 県は、教育機関等において、虐待の防止に関する教育又は啓発活動を推進するものとする。

- 3 虐待の防止に関する県民の理解を深めるため、毎年十一月を児童虐待防止推進月間とする。

(公 表)

第十三条 知事は、毎年度、虐待防止施策の実施状況について公表するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による実施状況を取りまとめるに当たって、市町村及び関係機関等に対して必要な報告を求めることができる。

第二章 発生予防、早期発見及び早期対応

(虐待の発生予防のための施策及び支援)

第十四条 県は、虐待の発生予防に資するため、子育て家庭への情報の提供その他の子育て支援に関する施策を実施するものとする。

- 2 県は、母子保健に関する施策が虐待の発生予防及び早期発見に資することに留意し、市町村が実施する母子保健に関する施策について必要な支援を行うものとする。

(早期発見のための環境整備)

第十五条 県は、虐待を早期に発見できるよう、市町村及び関係機関等と十分な連携を図るものとする。

- 2 県は、虐待を受けた子どもを発見した者にとって通告しやすく、かつ、虐

待を受けた子どもの家族その他の者にとって相談しやすい環境を整備するものとする。

(通告に係る対応等)

第十六条 児童相談所（県が設置するものに限る。）の長（以下「児童相談所長」という。）は、通告又は虐待に係る相談があった場合には、子どもの生命を守ることを最優先に行動しなければならない。

2 児童相談所長は、通告があった場合には、直ちに当該通告の内容に係る調査を行い、速やかに当該通告に係る子どもとの面会、面談等の方法により、法第八条第二項各号列記以外の部分に規定する安全の確認を行うための措置（以下「安全確認措置」という。）を講ずるものとする。

3 前項に規定する子どもの保護者は、安全確認措置に協力しなければならない。

4 児童相談所長は、安全確認措置を講ずるに当たっては、必要に応じて、近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員、住宅を管理し、又は所有する者その他子どもの安全の確認のために必要な者に対し、協力を求めるものとする。

5 児童相談所長は、虐待に係る相談があった場合には、当該相談の内容に係る調査を行い、必要があると認めるときは、当該相談に係る子どもの安全を確認するものとする。

(通告に係る体制の整備)

第十七条 県は、通告を常時受けることができる体制を整備するものとする。

2 県は、通告又は虐待に係る相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に不利益が生じないように、必要な配慮をしなければならない。

(安全の確認及び確保に関する協力要請)

第十八条 知事は、法第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、法第九条の三第一項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をさせるに際し、必要があると認めるときは、警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

2 児童相談所長は、法第八条第二項各号列記以外の部分の規定による安全の確認を行おうとする場合、又は同項第一号の規定による一時保護を行おうとし、若しくは行わせようとする場合において、必要があると認めるときは、

警察署長又は市町村長に対し、子どもの安全の確認及び確保に関し協力を求めるものとする。

(情報の共有)

第十九条 県は、通告に係る子どもの安全の確保のために必要があると認めるときは、当該通告に係る市町村及び関係機関等（児童福祉法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会を構成する者に限る。）と当該子ども及びその家庭に関わる情報を共有し、及び活用することができる。

第三章 援助及び支援

(虐待を受けた子どもに対する援助)

第二十条 県は、虐待を受けた子どもが虐待から守られ、かつ、良好な家庭的環境で生活できるようにするとともに、当該子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、年齢、心身の状況等を十分考慮した援助を行うものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもが保護者となったときに良好な家庭環境を形成するよう、当該子どもに対し、その成長の過程において必要な援助を行うものとする。

(保護者に対する支援)

第二十一条 県は、市町村又は関係機関等と連携し、虐待を行った保護者が良好な家庭環境を形成し、及び再び虐待を行わないよう、当該保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

2 県は、虐待を受けた子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもの保護者に対し、必要な支援を行うものとする。

(医療機関の連携協力体制の整備)

第二十二条 県は、虐待を受けた子どもがその心身の状況に応じた適切な医療を受けることができるよう、医療機関の連携協力体制の整備に努めるものとする。

(社会的養護の充実)

第二十三条 県は、虐待を受けた子どもに対する社会的養護の充実を図るため、乳児院、児童養護施設その他施設の確保及び当該施設における家庭的な養育環境の推進並びに里親制度の普及啓発、里親の養成その他の家庭養護の推進に努めるものとする。

(子ども自身による安全確保への支援)

第二十四条 県は、子どもが虐待から自らの安全を確保できるようにするため、子どもに対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(自立支援の充実)

第二十五条 県は、児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託又は児童養護施設への入所その他の虐待を受けた子どもについて採られた県の措置について、当該県の措置を解除された者が円滑に社会で自立することができるよう、必要な支援を行うものとする。

第四章 人材の育成等

(人材の育成)

第二十六条 県は、県、市町村及び関係機関等における人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の習得並びに心身の健康の保持に関する研修等を実施するものとする。

2 県は、地域における子どもと家庭を支える活動を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、地域において子育てに関する支援及び子どもを虐待から守ることに関する活動に取り組む団体等の育成に努めるものとする。

(要保護児童対策地域協議会への支援)

第二十七条 県は、児童福祉法第二十五条の二第一項の規定により市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の運営の充実を図るため、必要な支援を行うものとする。

(児童相談所を設置する市への支援)

第二十八条 県は、児童相談所を設置しようとする市と緊密な連携を図るとともに、当該市に対して必要な支援を行うものとする。

(財政上の措置)

第二十九条 県は、虐待防止施策等を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年十月十八日条例第十五号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正前の千葉県子どもを虐待から守る条例第十一条の規定により定められた計画は、改正後の千葉県子どもを虐待から守る条例第十一条の規定により同条第一項に規定する基本計画が定められるまでの間は、同条の規定により定められた同項に規定する基本計画とみなす。

附 則（令和六年三月二十二日条例第十二号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

用語解説

児 童

本計画における児童とは、児童福祉法第4条の定義に従い、18歳未満の者をいいます。

- 乳児：1歳未満
- 幼児：1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- 少年：小学校就学の始期から、18歳に達するまでの者

こどもの権利

全てのこどもが有する権利であり、平成6年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」では、大人と同様ひとりの人間としての人権を認め、こどもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を守るよう定められています。

意見表明等支援事業

児童相談所から独立した意見表明等支援員（こどもの福祉に関し、知識・経験を有する者）が、児童相談所一時保護所や児童養護施設等で生活することの想いや悩み、不満、措置内容等に関して、こどもの意見・意向の表明等を支援する事業です。

パーマネンシー保障

本計画では、「将来に渡って支えてくれるとこども自身が思う養育者や、家族等とのつながりの中で育っていくことを保障すること」としています。

こども家庭センター

従来のこども家庭総合支援拠点（児童福祉機能）と子育て世代包括支援センター（母子保健機能）の設立の意義や機能を維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、一体的に相談支援を行う機関です。児童福祉法に基づき、市町村が設置します。

家庭支援事業

児童福祉法に基づき、市町村が行う子育て家庭等への支援のための6つの事

業（子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業）を言います。

子育て短期支援事業

保護者の疾病、仕事等の理由により、児童の養育が一時的にできなくなった場合等に児童養護施設や里親等において一定期間、児童を預かる事業です。児童を一定期間預かる「短期入所生活援助（ショートステイ）事業」と平日の夜間または休日に不在にする等の場合に児童を預かり、生活指導・食事の提供を行う「夜間養護等（トワイライトステイ）事業」があります。

養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、家庭での適切な養育の実施を確保する事業です。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安を抱えた子育て家庭等を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行う事業です。

児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、個々の児童の状況に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等の支援を包括的に行う事業です。

親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、ペアレント・トレーニング等を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

乳児家庭全戸訪問事業

市町村が実施する事業で、生後4か月未満の乳児のいる全ての家庭を訪問し、健康状態の確認、育児に関する相談、子育て支援に関する情報提供などを行います。

要保護児童対策地域協議会

虐待等により保護者に監護させることが適当ではない、保護者がいないなど保護や支援が必要なこどもについて、市町村、児童相談所、教育機関、警察、医療機関などの関係機関が、情報交換や支援内容の協議等を行うための組織です。児童福祉法に基づき、地方公共団体が設置・運営します。

中核地域生活支援センター

制度の狭間にある方や複合的な課題を抱えた方などの相談支援、市町村等のバックアップ、関係機関のコーディネート及び権利擁護を24時間、365日体制で行います。

児童家庭支援センター

地域において、こどもやその家庭に関する相談に応じ、専門的な知識や技術に基づく助言や指導を行うとともに、児童相談所や市町村等の関係機関との連絡調整を行います。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

主任児童委員

地域住民の立場に立って地域の福祉を担うボランティアである民生委員・児童委員のうち、特定の担当区域を持たず、学校や児童福祉関係機関と連携しながら、こどもや子育て家庭への支援を主に担当します。

里 親

虐待、保護者の病気、家庭で適切な養育が受けられないなど、様々な事情により家庭で暮らせないこどもを、一時的あるいは継続的に自身の家庭に預かり、愛情深く養育していただく方を里親と言います。4つの分類があります。

- 養育里親：こどもにとって必要な期間、養育を行う里親。
- 専門里親：養育里親のうち、虐待等に影響により専門的なケアが必要な

こどもの養育を行う里親。

- 養子縁組里親：養子縁組を前提として、こどもを養育する里親。
- 親族里親：両親がこどもを養育できないため、親族が養育者となる里親。

普通養子縁組と特別養子縁組

普通養子縁組は、実親と法律上の関係が残る縁組形式です。特別養子縁組とは、こどもの福祉の増進を図るため、養子となるこどもの実親との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度です。特別養子縁組は、養親になることを望むご夫婦の請求に対し、家庭裁判所の決定を受けることで成立します。

養子縁組あっせん事業

18歳未満の自己の子を他の者の養子とすることを希望する者及び養子の養育を希望する者の相談に応じ、その両者の間にあって、連絡、紹介等養子縁組の成立のために必要な媒介的活動を反復継続して行う行為を言います。

里親支援センター

里親支援事業（里親制度の普及啓発や里親研修の実施、里親の養育支援等）を行うほか、里親及び里親に養育される児童、里親になろうとする者に、相談その他の援助を行います。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

ファミリーホーム

家庭で暮らせないこどもを養育者自身の家庭に預かる点で里親と同様ですが、定員が5人から6人となり、里親よりも多くのこどもの委託を受けて養育を行う里親型のグループホームです。児童福祉法では、小規模住居型児童養育事業として定められています。

児童養護施設

家庭で暮らせない主に2歳～18歳のこどもを、安定した生活環境のもとで養育を行い、こどもの心身の健やかな成長と自立に向けた支援を行う施設です。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

- 地域小規模児童養護施設：本体施設の支援のもと、地域社会の民間住宅等

を活用して、近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で擁護を実施することにより、入所しているこどもの社会的自立を促進する施設です。

乳児院

乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

児童心理治療施設

家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主としてこない、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

児童自立支援施設

不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

母子生活支援施設

18歳未満のこどもを育てている母子家庭や、母子家庭に準ずる事情のある女性が、生活上の様々な課題のために子育てが十分にできない場合に、こどもと一緒に入所し、自立に向けた支援を受けることができます。児童福祉法に定められた児童福祉施設です。

大舎制・中舎制

大舎制は、1養育単位当たりの定員が20人以上、中舎制は、1養育単位当

たりの定員が13人から19人の場合を言います。

児童自立生活援助事業

原則として義務教育を修了した児童養護施設などの措置解除者に対し、これらの者が共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者へ相談その他の援助を行う事業です。従来の自立援助ホーム（児童自立生活援助事業所Ⅰ型）に加え、児童養護施設等（同Ⅱ型）、里親・ファミリーホーム（同Ⅲ型）においても、事業の実施が可能です。

社会的養護自立支援拠点事業

児童養護施設などの措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等に対し、相互の交流を行う場所を開設し、情報の提供、相談対応やこれらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業です。

千葉県児童福祉施設協議会

千葉県内の児童福祉施設が集まって、こども達が必要とするサービスについての研究や、施設で働く職員のための研修等を行う団体です。

千葉県社会福祉審議会

社会福祉法に基づき設置されている県の附属機関です。社会福祉審議会には専門分科会及び部会が設置されており、児童福祉専門分科会には、権利擁護部会（児童福祉施設への入所措置、一時保護及び親権停止等に関する事項を調査・審議）や社会的養護検討部会（児童虐待の防止及び社会的養護に関する事項を調査・審議）などが置かれています。

アセスメント

調査に基づいた評価を行うことを言います。

千葉県県有建物長寿命化計画

県有建物（庁舎、試験研究機関、県立学校、警察施設、公の施設）について、

財政負担の軽減や平準化を図りながら、大規模改修や建替え、計画保全への切替え等の長寿命化対策の円滑な実施及び県有建物の総量の適正化を図ることを目的に策定された計画です。

一時保護所

児童相談所に付属し、保護を必要とするこどもを一時的に預かるところです。こどものこれからの養育にそなえて、生活状況の把握や生活指導なども行います。

児童福祉司

主に以下の業務を行う専門職員です。

- ・ こども、保護者等からこどもの福祉に関する相談に応じること
- ・ 必要な調査、社会診断（※）を行うこと

（※）調査により、こどもや保護者等が置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

- ・ こども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと
- ・ こども、保護者等の関係調整を行うこと

児童心理司

主に以下の業務を行う専門職員です。

- ・ こども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によってこども、保護者等に対し心理診断を行うこと
- ・ こども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

家庭養育推進チーム

各児童相談所に配置され、家庭養育優先原則やパーマネンシー保障の理念に基づく様々な取組の検討や調整を行います。

千葉県児童福祉専門職員人材育成基本方針

児童福祉司等の専門職員が目指すべき職員像に向かって、一層の専門性の向

上を図るとともに、幅広い分野において活躍できるよう、人材育成の基本的な考え方や具体的な取組等を定めたものです。